

計画の概要

- 国土利用計画(国土利用計画法第7条)
 - ・国土の利用に関する全ての計画の基本となるもので、全国(国)、都道府県、市町村の3段階の計画がある。
 - ・県計画は、全国計画を基本として、県土利用の基本的な方向性等を定め、行政上の指針となる。
- 土地利用基本計画(国土利用計画法第9条)
 - ・国土利用計画(全国計画・県計画)を基本として、県が策定し、県の区域における5地域(都市、農業、森林、自然公園、自然保全)と、5地域が重複する場合の土地利用調整等について定め、行政上の指針となる。

計画策定の方針

- ・国土利用計画(全国・第五次)(H27年度策定)を基本とし、第4次山形県総合発展計画(令和元年度策定)を踏まえ策定
- ・県土地利用基本計画は、県国土利用計画を基本とすることから、両計画を統合し、一体的に策定
- ・計画期間は、令和2年度から概ね10年間

規模の目標(県土の利用区分別の目標面積)

平成30年を基準年次、令和11年を目標年次とし、
県土の目標面積を定める。

利用区分	H30	R11	増減率	目標設定の考え方
農用地	1,179	1,169	△0.8%	・農業の持続的な発展は、本県の発展にとって極めて重要 ・農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であるため、減少を抑制
森林	6,716	6,716	—	・県土の保全や水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備・保全を進め、一定量の森林面積を確保
原野	29	29	—	・原野を構成する湿原や草地などは、自然生態系を保全する上で重要なため、現状を維持
水面・河川・水路	255	254	△0.4%	・水面(天然湖沼等)は、自然生態系を保全する上で重要なため現状を維持 ・水面(人造湖)と河川の増減見込みなし ・水路は、農地の減少に伴い微減
道路	273	278	1.8%	・地域間のネットワークと災害時の多重性・代替性の確保が必要 ・一方、宅地の増加抑制に伴う道路整備の縮小により、伸びは鈍化 ・農道、林道は現状を維持
宅地	291	293	0.7%	・都市機能や居住の集約、空き家の活用等により、新たな宅地の増加を抑制 ・ただし、市街地の農地は今後も一定の宅地化が続くと見込み、微増
その他	580	584	0.7%	・県土の面積から、上記の面積を差し引いたもの。
合計	9,323	9,323	—	—

県土の利用をめぐる状況と課題

- ・本県の人口減少は今後も進行するが、対策により、2060年には71~77万人程度になる見込み
- ・都市は低未利用地や空き家等が増加し、農山漁村は荒廃農地等が増加
- ・今後、人口減少や財政的な制約から、これまでと同様の県土の管理が困難と想定

- ・自然災害が頻発化・激甚化、大規模な地震の発生
- ・頻発する自然災害に対する県民の防災に関する意識の高まり
- ・速やかに復旧・復興できる県土の構築に向けた県土強靱化の取組みが重要

- ・里地里山の自然環境や景観の悪化
- ・美しい農山漁村の集落等が荒廃し、魅力ある地域の維持・再生に影響
- ・気候変動に伴う自然環境の悪化等により、食料や水の供給など「自然の恵み」に影響

人口減少による
県土の管理水準の低下

県土における
災害リスクの増大

自然環境と
美しい景観の悪化

県土利用の基本的な方向性

基本方針1
人口減少下における
県土の適切な利用と管理

基本方針2
災害に強い
安全・安心な県土づくり

基本方針3
将来世代に引き継ぐ
優れた自然環境と美しい景観

本計画が目指す県土の姿

県土の安全性を高め、人と自然が調和し、持続可能で豊かな県土の形成

計画実現のために必要な措置の概要(主なもの)

- 都市のコンパクト化と交通ネットワークの強化**
 - ・市町村の立地適正化計画の策定を推進し、居住や医療・福祉等の都市機能を街なか誘導。
 - ・生活圏や主要都市間等を結び、必要な都市機能が享受できる交通ネットワークの整備
- 農林業的土地利用の適正化と農山漁村の維持・活性化**
 - ・計画的な農地の大区画化、農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約の推進
 - ・農山漁村の地域資源を最大限に活用した産業おこし、移住促進等様々な取組みの推進
 - ・農地の利用現況調査、荒廃農地の発生防止、再生利用対策の強化
- 適切な土地利用の推進と土地利用関連法令等の適正な運用**
 - ・土地利用関係法令の適正な運用、土地利用に関する計画等による適正な調整
 - ・都市の低未利用地や空き家等の再利用を優先し、農林業的土地利用等の転換を抑制

- ハード対策とソフト対策の適切な連携**
 - ・防災拠点施設等の耐震化、災害の危険性が高い箇所の防災関連インフラ整備等の推進
 - ・災害リスクの高い地域の区域指定等を通じ、住宅等の新規立地を抑制、既存住宅の移転を促進
 - ・洪水警戒情報等の提供やハザードマップの作成・配布、防災教育の体系的な実施等の推進
- 迅速な復旧・復興が可能な県土の形成**
 - ・交通基盤の代替性・補完性(リダンダンシー)を確保する「縦軸」道路と「横軸」道路による格子状道路ネットワーク等の構築
 - ・大規模災害時の救急救援活動等に必要の緊急輸送道路の整備・確保等
 - ・オープンスペースの確保、地籍調査、再生可能エネルギーの分散配置等の推進
- 自然生態系の有する防災・減災機能の活用**
 - ・森林や農地の適切な管理により、健全な森林の植生や農地の土壌等を維持し、洪水防止機能、土砂災害防止機能等を持続的に活用

- 県民の暮らしと自然との調和**
 - ・里山や農地等を活用した田園都市づくり、森林、河川、海岸等の自然環境を観光振興や教育活動等の取組みを推進
 - ・やまがた森林バクスの加速による森林資源の循環利用と積極的な活用の推進
 - ・ゼロカーボン社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入拡大や資源循環型社会への転換を推進
- 美しい景観の保全・形成**
 - ・市町村の景観行政団体への移行推進と、景観法の届出制度における景観形成基準の適切な運用
 - ・景観に配慮した再生可能エネルギーの導入
 - ・景観の魅力を国内外に発信し、交流拡大や地域振興を推進
- 優れた自然環境の維持・保全**
 - ・市街地周辺の里山や水辺など県民に身近な自然がある地域では、自然生態系の適正な保護や環境保全活動を推進
 - ・原生的な自然が残る地域では、自然環境を維持し、希少な野生動植物の生息・生育地を保全する取組みを推進

地域別に重視する方向性

村山、最上、置賜、庄内の4つの地域において、それぞれの特性等をふまえ、山形県第4次総合発展計画に定めた4つの地域それぞれの方向性に沿って、目指す姿等を定める。

土地利用の原則及び調整に関する事項

五地域の土地利用の原則

五地域(都市、農業、森林、自然公園、自然保全)の土地利用の原則を定める。
(例:都市地域)
一体の都市として総合的に開発、整備、保全する。等

重複する地域の調整指導方針

都市地域と農業地域が重複する場合など9つの組み合わせについて、調整指導方針を定める。
(例:都市地域と他地域とが重複する場合)
○ 都市地域と農業地域とが重複する地域
ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合には、農用地としての利用を優先する。等